

○富里市公園等の市民参加による管理に関する協定要綱

平成8年9月27日告示第58号

改正

平成14年3月26日告示第18号

平成25年3月29日告示第60号

平成26年3月28日告示第58号

平成26年10月31日告示第182号の2

平成30年3月30日告示第51号

富里市公園等の市民参加による管理に関する協定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富里市都市公園条例（平成元年条例第8号）第2条に規定する公園、富里市児童遊園の設置及び管理に関する条例（昭和45年条例第9号）第2条に規定する児童遊園及び富里市公園の管理に関する規則（平成8年規則第29号）第2条に規定する公園（以下「公園」という。）並びに市が管理する緑地（以下「緑地」という。）の日常管理について、市と自治会、子ども会、ボランティアグループその他市民が組織する団体（以下「団体等」という。）とが協定を締結するに当たっての必要な事項を定めることにより、良好な地域環境の保全、地域コミュニティー活動の推進及び公園緑地愛護心の向上を図ることを目的とする。

(協定する団体の要件等)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、次に掲げる要件を備えた地域団体と公園及び緑地（以下「公園等」という。）の管理に関する協定を締結することができる。

- (1) 公園の維持管理に意欲を示し、コミュニティー活動に理解と熱意を持っていること。
- (2) 原則として2名以上で構成されていること。
- (3) 第4条に規定する業務を継続して遂行できること。

(協定の締結)

第3条 市長は、前条の要件を備えた団体等と協定を締結しようとするときは、富里市公園等の市民参加による管理に関する協定書（別記第1号様式）によるものとする。

2 前項の協定を締結する団体等（以下「協定団体」という。）は、1公園等につき1団体とする。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

3 協定団体は、緑地についても、併せて協定を結ぶことができる。

(協定団体の行う業務)

第4条 協定団体は、次に掲げる日常管理を業務として行うものとする。

- (1) 除草及び清掃等を行い、市長に報告すること。
- (2) 植栽樹木にかん水並びに簡単なせん定及び整枝を行うこと。
- (3) 遊具等の施設の点検及び簡単な修繕等を行うこと。
- (4) 汚損又は損傷されないように、利用者に啓発すること。
- (5) 施設若しくは樹木が損傷されたとき、又は利用者に事故が起きたときは、市に報告すること。

(協定の解約)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、協定の全部又は一部を解約することができる。

- (1) 協定を締結している公園等を廃止したとき。
- (2) 協定団体の管理状況が明らかに好ましくないと認められたとき。
- (3) 協定団体から申出があり、その内容がやむを得ないと認められたとき。

2 協定を解約する場合は、協定解約書（別記第2号様式）によるものとする。なお、前項第3号の規定によるときは、協定解約申立書（別記第3号様式）の提出を必要とするものとする。

(報償金の交付)

第6条 市長は、協定団体に対し、報償金を交付することができる。ただし、公園等の供用を中止している場合はこの限りでない。

2 報償金の額は、1つの協定団体につきその管理する全ての公園面積が750平方メートル以下のものについては年額15,000円とし、750平方メートルを超えるものについては、750平方メートルを超過した公園面積1平方メートル当たり10円を15,000円に加算した額を年額とし、年度末に交付する。

3 前項に規定するもののほか、緑地についても協定を締結している協定団体に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を年度末に交付する。

- (1) 富里市日吉台宅地間植樹帯の保全に関する規則（平成9年規則第14号）別表に規定する緑地 緑地面積1平方メートル当たり30円
- (2) 前号の緑地以外の緑地 緑地面積1平方メートル当たり20円

4 前2項の規定により算出された金額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

5 協定を年度途中で締結若しくは解約した場合又は第1項に規定する公園等の供用を中止している場合の報償金の額は、当該年度中に管理を行った期間に応じて月割計算により算出した額とする。ただし、その月の期間が15日未満である場合には、その月は月割計算に算入しない。

(庶務)

第7条 公園等の管理協定に関する庶務は、公園緑地担当課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。